

「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針（素案）」に関する意見募集の結果について（一覧）

[企画振興部 国際課]

意見者	No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	1	外国人就労者を受け入れている企業に対し「日本語学習のための時間を勤務時間として扱っている」ことや「サポートする人材を配置すること」に対する支援があると良いのではないかと。	外国人労働者の日本語教育を充実させていくためには、関係機関による企業へのサポートが重要と考えております。具体的な取組等に関しては基本方針を踏まえ検討していくこととしておりますので、御提案の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。
	2	「日本語」と「秋田弁」との乖離について、もう少し検討に含めるべきなのではないか。習ってきた日本語の単語と、秋田で使われている単語が明らかに異なる等といった現象に戸惑う外国人も多いのではないかと。	「方言」への対応は日本語教育を実施する上で考慮すべき重要なポイントである一方で、外国人の方でも理解しやすい「やさしい日本語」を使用するなど、日本人県民の外国人県民に対する理解の促進が必要であることから、「Ⅲ-8-⑧」において、日本人県民に期待される役割を記しているほか、「Ⅳ-(3)」において、県民向け多文化共生理念の普及・啓発に向けた取組を進めることを記載しております。なお、御意見の内容については、「秋田県地域日本語教育推進会議」で共有し、今後の各主体による日本語教育実施の際の参考とさせていただきます。
2	3	日本は定住外国人の在留資格に日本語能力を全面に軸にしています。日本語能力試験N4・N5レベルを取得しなければ在留資格剥奪です。それと子どもの場合、親の連れ子で来日した子どもの場合、日本の小学校・中学校・高校の卒業証明書が無いと在留資格が取れません。日本語の学びが無い異文化の親の場合、幼稚園のお知らせも学校のお知らせも理解できないまま就学する児童はたくさんいます。学校はそういう子どもに日本語指導は不要だと思っています。日本語の学びなど必要ないと言う人はやさしそうに見えますが、学校はそんなに甘くないです。差別とイジメは必ずあります。差別がなくなるのは日本語の学びで自分の意見を言えるようになってからです。	外国籍等の子どもに対する日本語教育については、「基本的方針」に基づき子どもや保護者への支援のあり方について検討を進めるほか、学校関係者等の日本語教育の必要性や多文化共生に対する理解の促進を図ってまいります。
	4	定住外国人全てにとは言いません。学びたい人が居たらどこの国であろうと教える姿勢を持つべきです。漢字は難しいひらがななんて書けるはずがない…そんな思い込みで読み書きを教えない日本語指導者はたくさんいます。定住外国人の日本語教育は生きるための学びです。どんなに大変でも生きるための学びは必ず役に立ちます。当学習会は日本語教室を30年継続してきましたからわかります。言葉を生きる力にして秋田で生きています。日本語の学びのない人は秋田で暮らすことができず(地域住民はやさしくない)都会へ逃げていきます。日本語が理解できなければ日本の文化・習慣も理解できません。生きるために4技能が必要だと、関わることで嫌と言うほどわかります。やさしい日本語だってひらがなが読めないとムリです。	「基本的方針」は、外国人住民等に対する日本語教育環境の整備を進めていくための指針です。日本語指導者をはじめ、すべての県民に向け、日本語教育推進の意義を啓発するとともに、多文化共生の必要性に対する理解と関心の醸成に努めることを県の責務として規定しており、様々な機会を通じて関係者の理解促進を図ってまいります。
3	5	小坂町にある日本語学校「AKITA INAKA SCHOOL」や秋田市にある秋田日本語学院など民間による取組も行われており、そうした状況も紹介してはどうか。 また、今後の推進体制の検討の際に、そうした民間関係者もメンバー入れることを検討いただきたい。	「基本的方針」は施策の方向性を示すものであるため、個々の具体的な取組については記載せず、日本語教育機関全体に期待する役割として整理し、日本語教育に関する専門的な知見に基づいた関係機関との連携を「期待する役割」に記載しています。 なお、「基本的方針」の策定に当たっては、日本語教育に関する有識者等から構成される「秋田県地域日本語教育推進会議」から意見をいただいております。
4	6	(P7)「実態調査(対象:各学校)に回答があった外国籍等児童生徒のうち、支援員が配置されている児童生徒数は、小学校では34人(23.9%)、中学校では14人(15.9%)、高等学校及び特別支援学校ではゼロ人」について こうした現状が非常に憂慮されます。特に高校における支援員不在の現状は危機的と考えます。	各学校等の判断により日本語教育が必要と判断された児童生徒には、支援員の配置等が実施されていますが、支援を必要とするすべての児童生徒に支援が実施されているか、また、支援の在り方については更なる検証が必要であると考えています。
	7	(P8)「児童生徒は日常会話に必要な日本語のほか、教科学習のための日本語を学ぶ必要がありますが、支援員の配置等の対応は教育委員会や学校によって差があります。日本語能力等の実態を把握した上で、日本語学習等の支援が必要な子どもに適切な機会を確保するために全県統一的な対応を検討する必要があります。」について 早急な検討と具体的な支援策の構築が急務であると考えます。	「基本的方針」は、県内の日本語教育の推進に関する施策の「方向性」を示すものであるため、具体的な支援の内容などは今後検討していくこととしておりますが、県内どの地域においても、外国籍等の子どもが適切な日本語教育を等しく享受できる環境の整備に向けて、関係機関との連携や取組の検討を進めてまいります。
	8	(P8)「外国人労働者に対する日本語学習支援を実施していない事業所が一定数あるなか、今後外国人労働者の増加が見込まれることから、事業所における日本語教育の必要性に対する理解を促進する必要があります。」について 行政や国際交流協会、国際教養大等の連携による事業所へのアプローチと周知体制の構築が急がれると考えます。	事業主が日本語教育の必要性を理解し、学習機会の提供など必要なサポートを行っていくことは、外国人労働者の日本語能力の向上を図るうえで重要と考えております。 御提案の内容については、事業主の日本語教育の理解促進に向けた取組の参考とさせていただきます。

「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針（素案）」に関する意見募集の結果について（一覧）

[企画振興部 国際課]

意見者	No.	意見の内容	県の考え方・対応
4	9	<p>(P9)「日本語教育人材には学習者のレベルや多様なニーズに対応できる知識や技能などが求められますが、教育人材の多くがボランティア中心であることから、指導力向上のための研修機会の提供や指導環境整備への支援等が必要となっています。○日本語教育人材からは、カリキュラム作成や指導内容に対する専門家からの支援を求める声がありますが、県内ではこうした要望に対応できる人材に限られていることから、外部からの専門家も含めた支援体制の構築を図る必要があります。」</p> <p>(P10)「(2)日本語教育の水準の維持・向上 地域の日本語教育に関わる人材の養成・育成・定着を図るとともに、他県の先行事例や国の動向に関する情報提供を行うほか、日本語教室・人材向けの相談・支援体制を整えることにより、水準の維持・向上を図ります。」</p> <p>(P13)「●相談・支援体制の確保【取組イメージ】 ○日本語教育の専門知識を有するコーディネーター人材の配置や専門機関の設置等を推進することにより、地域日本語教室等からの相談に対応可能な体制の整備について検討します。 ○日本語教育人材間の顔の見えるネットワークづくりや情報共有を促進するため、交流会や研修会を開催します。」</p> <p>上記については、学習支援ボランティアのスキル底上げを支援するための手法、体制の具体化、構築が急がれると考えます。情報提供にとどまらず、ボランティアへの直接的な指導やボランティアの指導方法に対する専門的知識に基づいたフィードバックなど、指導現場において即時的、具体的なアドバイスを受けられる体制の早期構築を希望します。</p>	<p>日本語教育人材のスキルアップや指導法に関する相談への助言等、日本語教育に関する専門知識を持つコーディネーター人材の配置は有効な手段であると考えております。コーディネーター人材の配置については、活動内容の決定や候補者の選出、養成等に一定の期間を要することが想定されますが、早期に整備できるよう検討を進めてまいります。 なお、具体的な取組に関しては基本方針を踏まえ検討していくこととしておりますので、御提案の内容については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5	10	<p>受け入れ時、外国人の生活者に対して、一定期間の日本語教育を受けることを義務化したらいいでしょう。勿論無料で、経費は国が負担します。その後の学びの場を民間の日本語教室が担うというのはどうでしょう。</p>	<p>「基本的方針」は、分野ごとに必要な日本語教育環境の整備を進めていくための指針であり、すべての外国人生活者に対して日本語教育を義務づけることは難しいと考えますが、外国人住民が日本語学習に積極的に取り組めるよう、日本語教育の必要性等について周知を図ってまいります。 また、地域の日本語教室は、これまでも外国人住民等への日本語教育を担ってきた重要な存在であると認識しており、今後も連携して取組を進めてまいります。</p>
	11	<p>日本語教育の人材は行政主導で要請します。今までのように、この分野をボランティアが担うには負担が大き過ぎますし、人材が集まりません。具体的には、色々考えられますが、たとえば、大学の公開講座に日本語教育部門を設けて資格を与える等して、有償化します。そしてレベルアップの講座なども開設していただきたい。 ボランティアで関わる団体に対しては、少なくとも、会場費、運営費支援を補助すべきです。</p>	<p>県ではこれまでも日本語教育指導者等を対象とした人材養成研修を実施しており、今後の研修の内容等に関しては、基本的方針に基づき、秋田県地域日本語教育推進会議での協議を踏まえ検討していくこととしています。 御提案の内容については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
6	12	<p>IV 日本語教育の推進の内容に関する事項 (1)日本語学習機会の提供</p> <p>●生活者に対する学習機会の提供 【オンラインクラスについて】 ・本教室では冬期間に交通アクセスが不便となることから、教室から離れた場所に住む学習者や交通手段の少ない学習者の出席率低下が課題となっています。 ・通学が困難な場合の学習機会の提供にはオンラインクラスが有効と考えますが、対面クラスと並行して実施するのは運営面や財政面において困難であり、市への経費補助や県またはAIA主催による広域でのオンラインクラスの設置を検討していただきたいです。</p> <p>【秋田県独自のICT教材の製作について】 ・「生活者としての外国人」という観点から、既存の教科書にはない、秋田での生活に根ざしたトピック（方言、行事、風習等）を扱う教材の作成を検討していただきたいです。（例：いわて日本語学習コンテンツ） ・本教室ではそれぞれの講師がクラスで使用する教科書の他に教材を作成しておりますが、教科書の他に共通の教材があれば、準備の手間も省けるほか、地域の話題も提供でき授業効率の向上が見込まれると考えます。</p>	<p>学習者が物理的、時間的にアクセスしやすいオンラインクラスの実施や秋田県での生活に根差した教材を活用することは、日本語教育の環境を整備する上で効果的な手法であると考えます。 具体的な取組や支援の内容に関しては基本方針を踏まえ、検討していくこととしておりますので、御提案の内容については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針（素案）」に関する意見募集の結果について（一覧）

[企画振興部 国際課]

意見者	No.	意見の内容	県の考え方・対応
7	13	<p>IV 日本語教育の推進の内容に関する事項 (1) 日本語学習機会の提供</p> <p>● 労働者に対する学習機会の提供 【日本語能力試験受験の推奨について】 日本語能力試験(JLPT)をはじめ、国際交流基金日本語基礎テストなどの日本語能力を測る試験が特定技能の在留資格を申請する際に必要であること、また職場でのコミュニケーションを向上するためにも、外国人を雇用する事業所が外国人労働者に対し、日本語能力試験等の受験を推奨することが望ましいと考えるため、県から事業所に対し、働きかけや受験料の補助などを行うことを検討していただきたいです。</p>	<p>外国人労働者に対して事業主が日本語教育を行う場合、日本語教育に関するノウハウの不足等により取組が不十分な場合があることから、関係機関と連携した環境整備が必要と考えています。 具体的な取組や支援に関しては基本方針を踏まえ検討していくこととしておりますので、御提案の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
8	14	<p>労働者の仕事に関する専門用語を教室で教えるのは不可能である。企業が勤務時間として学習提供すべきである。教室への(日本語教室)参加は自由且つ個人参加が望ましい。</p>	<p>外国人労働者に対して事業主が日本語教育を行う場合、日本語教育に関するノウハウの不足等により取組が不十分な場合があることから、関係機関と連携した環境整備が必要と考えています。 具体的な取組や支援に関しては基本方針を踏まえ検討していくこととしておりますので、御提案の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
	15	<p>日本人配偶者には会話は何とか通じて、読み書きが出来ない方々が多い。交通手段がなく教室に通えないでいる間に、子ども、介護、仕事と家庭事情でほとんど教室に来ないでしまったのである。それは子どもの学習にも影響しているようだ。学び直しの機会を提供するべく、オンライン出張教室を期待する。</p>	<p>学習者が物理的、時間的にアクセスしやすいオンラインクラスの実施や秋田県での生活に根差した教材を活用することは、日本語教育の環境を整備する上で効果的な手法であると考えます。 具体的な取組や支援の内容に関しては基本方針を踏まえ、検討していくこととしておりますので、御提案の内容については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
9	16	<p>本市の日本語教室は、日本人の配偶者またはその子どもへの指導で定員上限となっており、労働者の受け入れができない状態が続いている。 指導者も市外の方に依存しており、受講者の日本語の習得状況によるものの、外国人労働者及びその家族への日本語教育との連携を図ることは難しいのが現状である。 市町村が連携できる学習機会を模索するために、指導者確保への支援や自治体日本語教室に求めるレベル等指針を示していただきたい。</p>	<p>日本語教育人材や財源等には地域差があり、自治体による日本語教室の開設や既存の教室の拡充等が困難な場合があることから、人材の養成、育成への支援や専門的な知識を持つコーディネーター人材からの指導法に関する助言等が必要と考えております。 具体的な取組や支援の内容に関しては基本方針を踏まえ、検討していくこととしておりますので、御提案の内容については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
	17	<p>外国人の日本語教育の相談に際しては、「生活者」、「労働者」、「教育」に役割を分け対応しているが、日本語教育推進のためには、指導者の確保や体制の強化など、在住外国人の対応を一括して行えるような仕組みが必要と考える。一自治体で対応が困難なことも多く、県全体での連携、総合的な取組の強化を進めていただきたい。</p>	<p>日本語教育の現状や課題は「生活」、「労働」、「教育」において異なる部分があるため、基本的方針では分野ごとに記載しておりますが、教育人材の確保や相談支援体制の構築など日本語教育の推進全般に関する取組については、関係機関の連携が不可欠であると考えております。 「県の責務」にも記載しておりますとおり、関係機関の連携・協力を推進するための体制の整備について取組を進めてまいります。</p>